

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

2012年・秋から冬へ 可視化制度構想の「本番」に向けて

1 法制審の経緯と状況など

法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」は、7月の第11回会議で、整理された論点の1クール目の議論を終え、9月の第12回会議からは2クール目の議論に入る。委員26人・幹事14人の「40人学級」とも評される合議体であり、議論を深化・進展させること自体、必ずしも容易ではないと思われところがある。実際、2012年夏の段階では、事態が何処にどう向かうか、誰にも視えていたとはいえないのが実情であろう。

とはいえ、9月のフランス・イタリア視察、10月のアメリカと韓国の視察を経つつ、秋以降来年1月までに計7回の会議が予定されているのであり、この開催ペースからすると、思いの外、早く議論が展開されることも十分に考えうる場所である。1クール目では、幅広く多くの論点について話し合わせ、論点が拡散することも避け難かったが、2クール目からは、相当に絞った論議が展開されるとも予測される。

そうとすれば、まずは、「可視化」の議論が真っ先に採り上げられる確率は高いものと思われる。もとより他の論点も論じられうるが、具体的には、捜査手法の高度化のうちの比較的絞られたテーマが議論の対象となるだろう（通信傍受やDNA型情報収集・利用の在り方が対象となろうか。もっとも、アレイ

メントも議論の対象になるとすれば、答弁取引や量刑減免制度も話し合われうる）。あるいは、「人質司法」の改革、「全面的証拠開示」は当然課題として論じられるとみてよいのではないだろうか。

ともあれ、2012年の秋から冬にかけて、「可視化」の制度構想が早晩具体化していくべき筋合いであろう。このことを想定範囲内しておくべきだろう。

2 「可視化」制度構想の論点など

「可視化」制度構想について、いくつかの論点がある。そして、現段階までの法制審特別部会の議論において、そのどれについても方向性は全く定かではない。これらをアトランダムに（思いつくままに）列挙すれば、おおむね次のようになろうか。

- ① 全過程か一部か
- ② 捜査機関への義務付けか捜査機関の裁量か
- ③ 本人の拒否を認めるか（本人の同意にかからしめるか）否か
- ④ 本人の請求権を認めるか
- ⑤ 在宅取調べを含めるか身体拘束下とするか
- ⑥ 録画か録音だけでも足るとするか
- ⑦ 「全過程」を原則とし、例外を認めるとすればどのような場合か（事件で分けるのか－例えば、組織犯罪など。あるいは、停止ないし中止を認めるのか－その場合の手順など）



- ⑧ 参考人を含めるか（どの範囲で、どのような対象にしていくか）
- ⑨ 参考人可視化に伴い、司法面接の手法を採用するか（その手順と証拠化をどうするか）
- ⑩ 立証趣旨を限定しうるか（実質証拠足りうるか）
- ⑪ 「全過程」を欠いたときの法的効果をどうするか（証拠能力とリンクさせるか）
- ⑫ 証拠開示その他でインカメラ手続を用いるか（用いるとすれば、その手順などはどうするか）
- ⑬ 公判再生の方法はどうか（その手順などはどうなるか）
- ⑭ 全事件を対象とするか
- ⑮ 可視化の中に弁護士立会を組み込む方法はどうか
- ⑯ 反訳その他の問題

以上の各論点は、もとより各々密接に関連している。また、1つ1つの抽象度のレベルや意味合いには、各々差異があるので、並列的に述べることは必ずしも正しくないかもしれない。実際、理論的に本質的な問題と思われるものもあれば、付随的な問題に見えるものもあり、あるいは、かなりテクニカルな論点もある。洩らしている論点もあると思う。さらに、これらの議論から派生する論点を拾っていくと、考察しなければならぬ対象は、ずいぶんの拡がりをもみせることになるだろう。

3 可視化制度構想の分岐点は何か

今日までの法制審の議論で、対立関係が鮮明になっているのは、一言で言えば、上記①や②の点となるだろう。もっとも、このことに伴いつつ、⑤⑧⑩あたりも、全く相反する考えが提示されているといえるだろう。要するに、根本的な対立があるわけであるが、これらの諸点を考えながら、あえて現実的に可視化の名に値する制度構想を考えるとすれば、どのようなものが想定されるであろうか。

原則「全過程」の「義務付け」を伴い、証拠能力要件と関連した制度—ということになるであろうか。

そのレベルであれば、制度導入段階で対象事件や被疑者の特性が限定されても、可視化制度として十

分意義があると考えられようか。もちろん、被疑者国選制度と同様に段階的に対象事件の範囲などを拡大していく構想が打ち立てられるべきであろうし、導入段階で、参考人を対象としうるかどうかは、1つの重要な視点となるだろう。

論点を幾分細かくしていけば、仮に「身体拘束」を基準とするならば、形式的な逮捕状執行段階でこれを画することは明らかに相当ではないであろう。

それゆえ、少なくともミランダ判決のレベルで（「何らかの重要な（顕著な）方法—significant way—で行動の自由を奪われている間」の「質問」というレベルで、すなわち、任意同行中のパトカー内などもこれに含まれるものとして）、構想するべきものと思われる。同時に仮に「在宅」を対象外とするならば、いわゆる「自己可視化」の許容は必須ということになるべき筋合いであろう。

あるいは、一見テクニカルにもみえるが、インカメラ手続や公判再生方法の具体的工夫こそが、「全過程」を担保していくことになるというべきなのかもしれない。

4 今後に向けて

以上、いくつかの重要論点について、日弁連内でも、未だ意見が岐れているというべきかもしれない。そう認識したほうが、より正確だろう。しかし、どのような「制度」化であれ、「可視化制度」と称する立法化手続が、2012年の秋以降から冬、2013年にかけて進んでいくこと自体は、まず間違いがない。早急に制度構想を明確化すべきである。今、可視化と呼べる制度を実現すべく、努力すべきときである。

もちろん、いかなる制度であれ、弁護実践による、裏付けによってこそ、「制度」は、はじめて生きる。制度の実現に向けて、さらに制度をほんとうに機能させるためにも、いつも弁護実践がアルファでありオメガなのである。

このことこそは、我々が絶えず肝に銘じるべきことである。